

令和 6 年 8 月

安曇野市農業委員会定例総会

議 事 録

令和 6 年 8 月 2 9 日

長野県安曇野市農業委員会

令和6年8月安曇野市農業委員会定例総会

○招集年月日 令和6年8月29日

○会議の日時 令和6年8月29日 午後 1時30分

○招集の場所 安曇野市役所 4階大会議室

○出席委員（21名）

1番	渡辺由枝君	2番	中島博幸君
3番	山田稔君	5番	堀内伸一君
7番	加島美智代君	9番	齋藤岳雄君
10番	二木寿夫君	11番	平林明美君
12番	三枝守和君	13番	細萱美嗣君
14番	降旗治喜君	15番	中村正君
16番	小林正君	17番	一志寛君
18番	中野隆洋君	19番	平林平君
20番	丸山新悟君	21番	望月慎二君
22番	請地康仁君	23番	丸山隆也君
24番	佐原悦司君		

○欠席委員（3名）

4番	丸山富美雄君	6番	高山万寿君
8番	藤岡喜美夫君		

○職務のため出席したものの職氏名

事務局長	北條敦君	事務局長	森和哉君
事務局員	飯田佳乃君	事務局員	沖和義君

午後 1時30分 開会

○事務局長（北條 敦君） それでは、会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長（佐原悦司君） 皆さん、午前中は促進協の会議、ご苦労さまでございました。

お疲れのところでございますので、1点だけお話をさせていただきます。

どうも令和の米騒動らしくて、日本中には米がない。あまりにも不思議な話でございまして、毎年、政府では170から180万トンの在庫があるというような話を聞いておりますが、なぜこんなに米がないか。私の子供たちも都内におりまして「父ちゃん、米がないよ」。いつも送っているわけですが、棚にもほとんど米がないような状況でございまして。これから台風10号の到来も大変心配されるわけでございますけれども、良質ないい米を安曇野市から日本全国へ出すように皆さんもご協力をよろしくお願いします。

それでは、これからご審議、よろしくお願いします。

○事務局長（北條 敦君） ありがとうございます。

続きまして、農業委員会憲章の唱和を行います。議案集の表紙裏をご覧ください。

1 番、渡辺由枝委員の先唱にてお願いいたします。

皆様、ご起立ください。

（唱 和）

○事務局長（北條 敦君） ご着席ください。

それでは、安曇野市農業委員会の会議規則第3条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いします。

○議長（佐原悦司君） 本定例総会でございますが、現在の出席委員が21名で、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条3項により、本会議は成立いたします。

なお、4 番、丸山富美雄委員、6 番、高山万寿委員、8 番、藤岡喜美夫委員から欠席届が提出されております。

また、この会議は個人情報の保護に関する法律、また、安曇野市個人情報保護法施行条例及び同条例施行規制により、発言には十分ご配慮をお願いしたいと思います。

○議長（佐原悦司君） 次に、議事録署名人を指名いたします。

安曇野市農業委員会会議規則第19条の規定により、議長において指名いたします。

3 番、山田稔委員、5 番、堀内伸一委員、2 名をお願いいたします。

なお、農業委員会等に関する法律第30条により、総会の会議の議事は出席委員数の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決することといたします。

それでは、事務局よりお願いいたします。

傍聴人は本日ございますか。

○事務局（森 和哉君） 傍聴人はございません。

○議長（佐原悦司君） それでは、本日の日程に従いまして進めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 本日の案件でございますが、担当地区委員等で現地確認を実施しております。また、堀金地域は8月26日に、豊科、穂高、三郷、明科地域は8月27日に地域委員会を開催し、協議をしております。本日の審議は、総会でのご意見を求めるものでございます。

議案第1号 農地法第3条申請審議

○議長（佐原悦司君） それでは、議案第1号 農地法第3条申請審議を上程いたします。

35番案件について事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 議案集の1ページをお願いします。

申請地は豊科地域で、登記地目は田、面積が19㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が1,121㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の2ページでご確認ください。

委員番号14番、地図番号1番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、ただいま事務局より説明がございました。

担当地区委員の説明をお願いいたします。

○14番（降旗治喜君） 14番、降旗です。

申請番号35番について説明いたします。

申請事由ですが、渡人は高齢で、申請地から自宅が離れており管理が困難なことから、申請地を譲渡したい。受人は自宅に接した申請地を譲り受け、菜園として使用したいとのことであります。審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ただいま説明がございました。

これより審議に入ります。

この議案につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） ただいま異議なしの声がございました。

それでは、採決に移ります。

本案件につきまして申請どおり賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、36番案件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は豊科地域の2筆で、登記地目は田及び畑、面積が計538㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が1万1,813.66㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の3ページでご確認ください。

委員番号14番、地図番号2番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、担当委員の説明をお願いします。

○14番（降旗治喜君） 14番、降旗です。

申請番号36番について説明いたします。

申請事由ですが、渡人は高齢で自宅から離れている申請地を管理できないので譲渡したい。受人は自宅と接した申請地を譲り受け、菜園として使用したいということであります。

審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ただいま委員より説明がございました。

これから審議に入ります。

ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしの声がございました。

それでは、採決に入ります。

本案件について賛成委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、37番案件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は豊科地域で、登記地目は田、面積が611㎡です。受人の経営面積は8,006㎡、渡人の経営面積が611㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の4ページでご確認ください。

委員番号19番、地図番号3番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ただいま事務局より説明がございました。

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

○19番（平林 平君） 19番、平林です。

申請番号37番について説明いたします。

申請事由ですが、渡人は申請地を相続で取得したが、耕作が困難なため譲渡したい。対して、受人は自宅すぐ近くの申請地を譲り受け、申請地に隣接する所有農地とともに管理したいということでございます。

審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） それでは、議案につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案につきまして申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により許可といたします。

続きまして、38番案件です。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定により、委員番号3番、山田稔委員につきましては一時退席をお願いいたします。

（3番 山田 稔君 退席）

○議長（佐原悦司君） それでは、38番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 2 ページをお願いします。

申請地は穂高地域で、登記地目は田、面積が7.47㎡です。受人の経営面積は1万4,457.72㎡、渡人の経営面積が5万4,214.47㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の5ページでご確認ください。

委員番号3番、地図番号1番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ただいま事務局より説明がございました。

それでは、転用事由につきましての説明を事務局、お願いします。

○事務局（飯田佳乃君） 委員番号3番の山田委員に代わって、事務局より申請番号38番について説明します。

申請事由は、渡人は所有する農地の測量を行ったところ、受人が使用していた土地が自分の農地であることが判明したため、話し合いの結果、譲ることにした。受人は渡人が農地の測量をしたところ、長年自己所有地として認識していた土地が渡人の土地であったため、改めて取得したいということであります。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ただいま説明がございました。

それでは、審議に入ります。

この議案につきまして、意見、ご質問等ございましたらお願いします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） ただいま異議なしの声がありました。

それでは、本件につきまして申請どおり許可賛成委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 全員挙手により許可といたします。

それでは、山田委員、会場にお戻りください。

（3番 山田 稔君 復席）

○議長（佐原悦司君） 続きまして、39番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域で、登記地目は田、面積が617㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が617㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の6ページでご確認ください。

委員番号4番、地図番号2番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして、転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局（飯田佳乃君） 委員番号4番、丸山委員に代わって、事務局より申請番号39番について説明いたします。

申請事由は、渡人は市外に居住しており、耕作が困難なため譲渡したい。受人は自宅すぐ近くの申請地を譲り受け、本格的に営農したいということであります。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、これにつきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） ただいま異議なしとの声がございました。

それでは、採決を行います。

本案件につきまして申請どおり許可賛成の委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により、許可といたします。

続きまして、40番案件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域で、登記地目は田、面積が398㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が398㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の7ページでご確認ください。

委員番号4番、地図番号3番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして、転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局（飯田佳乃君） 委員番号4番、丸山委員に代わって、事務局より申請番号40番について説明いたします。

申請事由は、渡人は県外に居住しており、申請地の管理が困難なため申請地を譲渡したい。受人は移住に際し、野菜栽培ができる条件に合った申請地を購入することにしたということであります。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決を行います。

本案件につきまして申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により許可といたします。

続きまして、41番案件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 3ページをお願いします。

申請地は穂高地域で、登記地目は田、面積が1,268㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が1,168㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3

条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の8ページでご確認ください。

委員番号4番、地図番号4番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局（飯田佳乃君） 委員番号4番、丸山委員に代わって、事務局より申請番号41番について説明いたします。

申請事由は、渡人は高齢で耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は申請地の農地を取得したいということです。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしの声がございました。

それでは、採決に移ります。

本案件につきまして申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、42番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域の5筆で、登記地目は田、面積が計2,780㎡です。受人の経営面積は5万8,677㎡、渡人の経営面積が2,681㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の9ページでご確認ください。

委員番号24番、地図番号5番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして、転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局（飯田佳乃君） 委員番号24番、佐原委員に代わって、事務局より申請番号42番について説明いたします。

申請事由は、渡人は相続財産清算事件につき受人に申請地を売却処分することについて管轄裁判所の許可があったため。受人は規模拡大による農地集積をしたいということです。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） 本案件につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしの声がございました。

それでは、採決に入ります。

本案件につきまして申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) 賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、43番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は穂高地域の3筆で、登記地目は田、面積が計2,211㎡です。

受人の経営面積は534㎡、渡人の経営面積が6,585㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の10ページでご確認ください。

委員番号24番、地図番号6番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) 事務局より説明がございました。

それでは、転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局(飯田佳乃君) 委員番号24番、佐原委員に代わって、事務局より申請番号43番について説明いたします。

申請事由は、渡人は高齢で耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は申請地の管理を任されていたが、今回譲渡の相談を受け取得することとなったということです。

審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) それでは、本案件につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) 異議なしとの声がございました。

それでは、採決に移ります。

申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) 賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、44番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 4ページをお願いします。

申請地は穂高地域の4筆で、登記地目は田、面積が計2,211㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が6,585㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の11ページでご確認ください。

委員番号24番、地図番号7番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) それでは、続きまして、転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局(飯田佳乃君) 委員番号24番、佐原委員に代わって、事務局より申請番号44番につ

いて説明いたします。

申請事由は、渡人は高齢で耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は申請地の管理を任されていたが、今回譲渡の相談を受け、取得することとなったということであります。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしの声がございました。

それでは、本案件につきまして申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、45番案件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域で、登記地目は畑、面積が147㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が614㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の12ページでご確認ください。

委員番号15番、地図番号8番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） 事務局からの説明がございました。

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

○15番（中村 正君） 15番、中村です。

申請番号45番に対して説明いたします。

渡人は体調面で耕作が困難なことから、申請地を譲渡したい。受人は申請地に接する住宅を購入したいため、申請地で家庭菜園を行いたいということです。

以上です。審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） それでは、審議に入ります。

本案件につきましてご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして申請どおり許可賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、46番案件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は三郷地域で、登記地目は田、面積が800㎡です。受人の経営面積は3,460.57㎡、渡人の経営面積が1,800.22㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限

が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の13ページでご確認ください。

委員番号6番、地図番号1番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） 事務局より説明がございました。

続きまして、転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局（飯田佳乃君） 委員番号6番、高山委員に代わって、事務局より申請番号46番について説明いたします。

申請事由は、渡人は受人から申請地を譲ってほしい旨の申し出があり、譲渡することとした。受人は農業が好きで、自宅から近い申請地を取得し耕作をしたいということであります。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、これより本案件につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしとの声がございました。

それでは、本案件につきまして申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、47番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 5ページをお願いします。

申請地は堀金地域で、登記地目は畑、面積が256㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が256㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の14ページでご確認ください。

委員番号17番、地図番号1番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして、担当地区委員の説明をお願いいたします。

○17番（一志 寛君） 17番、一志です。

申請番号47番について説明いたします。

申請事由は、渡人は高齢で耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は自宅すぐ近くの申請地を譲り受け、家庭菜園として管理したいということであります。

審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしの声がございました。

それでは、本案件につきまして申請どおり許可賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) 賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、48番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は堀金地域で、登記地目は田、面積が572㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が572㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の15ページでご確認ください。

委員番号17番、地図番号2番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) それでは、続きまして、担当地区委員の説明をお願いいたします。

○17番(一志 寛君) 17番、一志です。

申請番号48番について説明いたします。

申請事由は、渡人は申請地を相続で取得したが、県外に居住しており、耕作が困難なため譲渡したい。また、受人は自宅すぐ近くの申請地を譲り受け、家庭菜園として管理したいということであります。

審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) それでは、本案件につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) 異議なしとの声がございました。

それでは、本案件につきまして申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) 賛成多数により許可といたします。

議案第2号 農地法第4条許可申請審議

○議長(佐原悦司君) 次に、議案第2号 農地法第4条許可申請審議を上程いたします。

21番案件につきまして事務局よりご説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 6ページをお願いします。

申請地は三郷地域で、第2種農地です。登記地目は田、面積が103㎡です。申請内容は住宅敷地(庭)で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の16、17ページでご確認ください。

委員番号10番、地図番号2番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) それでは、続きまして担当地区委員の説明をお願いいたします。

○10番(二木寿夫君) 10番、二木でございます。

申請番号23番について説明いたします。

転用事由につきましては、申請人は申請地を住宅敷地として利用していましたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいということでございます。

以上、審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしとの声がございました。

それでは、本案件につきまして申請どおり許可賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により許可とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、22番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は明科地域で、第2種農地です。登記地目は畑、面積が106㎡です。申請内容は住宅敷地で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の18、19ページでご確認ください。

委員番号22番、地図番号1番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして、担当地区委員の説明をお願いいたします。

○22番（請地康仁君） 22番、請地です。

申請番号22番についてご説明します。

転用事由ですけれども、申請人は申請地を住宅敷地として利用していましたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいということです。

ご審議よろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、審議に入ります。

本案件につきまして、意見、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしの声がありました。

それでは、本案件につきまして申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を上程いたします。

75番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 7 ページをお願いします。

申請地は豊科地域の3筆で第3種農地です。登記地目は田、面積が計411㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の20、21ページでご確認ください。

委員番号23番、地図番号4番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

○23番（丸山隆也君） 23番、丸山でございます。

申請番号75番について説明いたします。

転用事由でございますが、借人は現在実家に居住しているが、今後のことを考え、実家に近い申請地に住宅を建築したいという事由でございます。

審議をよろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） それでは本案件につきまして審議に入ります。

意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしとの声がございました。

それでは、本案件につきまして申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、76番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は豊科地域で第1種農地です。登記地目は田、面積が496㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の22、23ページでご確認ください。

委員番号23番、地図番号5番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして、担当地区委員の説明をお願いいたします。

○23番（丸山隆也君） 23番、丸山です。

申請番号76番について説明をいたします。

転用事由でございますが、借人は現在借家にて居住しているが、今後のことを考え、実家に近い申請地に住宅を建築したいという理由でございます。

審議をよろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしの声がございました。

それでは、本案件につきまして申請どおり許可賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、77番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は豊科地域の2筆で、第1種農地です。登記地目は田及び畑、面積が計125㎡です。申請内容は住宅敷地（庭）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の24、25ページでご確認ください。

委員番号23番、地図番号6番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

○23番（丸山隆也君） 23番、丸山です。

申請番号77番についてご説明を申し上げます。

受人は、申請地に隣接する住宅を購入したいが、農地を住宅敷地として利用していたため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいという事由でございます。

審議をよろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしとの声がございました。

それでは、本案件につきまして申請どおり許可賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、78番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 8ページをお願いします。

申請地は豊科地域の2筆で、第3種農地です。登記地目は畑、面積が計1,262㎡です。申請内容は宅地分譲（5区画）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の26、27ページでご確認ください。

委員番号13番、地図番号7番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして、担当地区委員の説明をお願いいたします。

○13番（細萱美嗣君） 13番、細萱です。

申請番号78番の転用理由を申し上げます。

受人は申請地の利便性がよく販売が見込めるため取得し、宅地分譲用地として販売したい。以上です。

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしの声がございました。

それでは、採決に入ります。

本案件につきまして申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、79番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は豊科地域で、第1種農地です。登記地目は田、面積が727㎡です。申請内容は建売住宅（5棟）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の28、29ページでご確認ください。

委員番号14番、地図番号8番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして、担当地区委員の説明をお願いいたします。

○14番（降旗治喜君） 14番、降旗です。

申請番号79番について説明いたします。

申請事由は、受人は申請地の利便性がよく販売が見込めるため取得し、建売住宅として販売したいということであります。

審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしの声がございました。

それでは、本案件につきまして申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして80番案件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は豊科地域で第1種農地です。登記地目は田、面積が11㎡です。申請内容は宅地敷地（通路）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の30、31ページでご確認ください。

委員番号14番、地図番号9番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして、担当地区委員の説明をお願いいたします。

○14番（降旗治喜君） 14番、降旗です。

申請番号80番について説明いたします。

受人は出入りする通路が狭いため、申請地を取得し、道路幅を広げたいということであります。審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしの声がございました。

それでは、本案件につきまして申請どおり許可賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、81番案件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 9ページをお願いします。

申請地は豊科地域の2筆で、第1種農地です。登記地目は田、面積が計1,997㎡です。申請内容は建売住宅（6棟）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の32、33ページでご確認ください。

委員番号14番、地図番号10番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして、担当地区委員の説明をお願いいたします。

○14番（降旗治喜君） 14番、降旗です。

申請番号81番について説明いたします。

受人は申請地の利便性がよく販売が見込めるため取得し、建売住宅として販売したいということであります。

審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしの声がございました。

それでは、本案件につきまして申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、82番案件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域の2筆で、農振農用地です。登記地目は田、面積が計5,984㎡です。申請内容は砂利採取（許可日から1年間）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の34、35ページでご確認ください。

委員番号3番、地図番号9番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして、担当地区委員の説明をお願いいたします。

○3番（山田 稔君） 委員番号3番の山田です。

申請番号82番の説明をいたします。

転用事由につきましては、借人は河川からの骨材の原材料確保が困難で、陸砂利からの採取に依存せざるを得ない状況のため、申請地を借り受け、砂利採取を行いたい。

以上です、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしとの声がございました。

それでは、本案件につきまして申請どおり許可賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、83番案件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域で、第3種農地です。登記地目は田、面積が1,328㎡です。申請内容は宅地分譲（5区画）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の36、37ページでご確認ください。

委員番号3番、地図番号10番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして、担当地区委員の説明をお願いいたします。

○3番（山田 稔君） 委員番号3番、山田です。

申請番号83番の説明をいたします。

転用事由につきましては、受人は申請地の利便性がよく販売が見込まれるため取得し、宅地分譲として販売したい。

以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） それでは、これより本案件につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしの声がございました。

それでは、採決に入ります。

本案件につきまして申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、84番案件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 10ページをお願いします。

申請地は穂高地域で、第1種農地です。登記地目は田、面積が497㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の38、39ページでご確認ください。

委員番号11番、地図番号11番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして、担当地区委員の説明をお願いします。

○11番（平林明美君） 委員番号11番、平林明美です。

申請番号84番について説明いたします。

申請事由は、受人は現在県外に居住しているが、自然豊かな安曇野へ移住を考えていたところ、申請地を売却してもらえることとなり、この土地に住宅を建築したい。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしの声がございました。

それでは、採決に入ります。

本案件につきまして申請どおり許可賛成の委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、85番案件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域で、第1種農地です。登記地目は田、面積が89㎡です。申請内容は住宅敷地（庭）で、立地基準等許可要件に照らし、特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の40、41ページでご確認ください。

委員番号4番、地図番号12番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして、転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局（飯田佳乃君） 委員番号4番、丸山委員に代わって、事務局より申請番号85番について説明いたします。

転用事由は、受人は庭木の手入れをするために申請地を借りていたが、売却してもらえなくなったということであります。

審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） それでは、これより本案件につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしの声がございました。

それでは、本案件につきまして申請どおり許可賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、86番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域で第3種農地です。登記地目は田、面積が1,173㎡です。申請内容は敷地拡張（駐車場）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の42、43ページでご確認ください。

委員番号15番、地図番号13番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして、担当地区委員の説明をお願いいたします。

○15番（中村 正君） 15番、中村です。

申請番号86番について説明させていただきます。

転用事由ですが、受入は既存の出荷処理作業スペースが狭くなり、現在の従業員の駐車場へ敷地拡大をし、申請地に駐車場を新設したいということです。

以上です。審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしの声がありました。

それでは、本案件につきまして申請どおり許可賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、87番案件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 11ページをお願いします。

申請地は穂高地域の3筆で、第3種農地です。登記地目は田、面積が計2,226㎡です。申請内容は特定建築条件付土地（6区画）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の44、45ページでご確認ください。

委員番号24番、地図番号14番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして、転用事由の説明をお願いします。

○事務局（飯田佳乃君） 委員番号24番、佐原委員に代わって、事務局より申請番号87番について説明いたします。

転用事由は、受入は申請地の利便性がよく販売が見込めるため取得し、特定建築条件付土地として販売したいということであります。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、審議に入ります。

ただいまの議案につきまして、意見、ご質問等ございましたらお願いします。

なお、転用事由のところに特定建築条件付土地というのが出てまいりましたが、促進協で

説明がございましたが、ご理解いただけたでしょうか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして採決に移ります。

申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、88番案件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域で、第1種農地です。登記地目は田、面積が27㎡です。申請内容は住宅敷地（擁壁）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の46、47ページでご確認ください。

委員番号24番、地図番号15番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして、転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局（飯田佳乃君） 委員番号24番、佐原委員に代わって、事務局より申請番号88番について説明いたします。

転用事由は、受人は現在の擁壁に不備があり、住宅に大きな影響があるので申請地に新たな擁壁を設置したいということであります。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしの声がありました。

それでは、本案件につきまして申請どおり許可賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、89番案件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域で、第1種農地です。登記地目は田、面積が54㎡です。申請内容は住宅敷地（擁壁）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の48、49ページでご確認ください。

委員番号24番、地図番号16番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして、転用事由の説明をお願いします。

○事務局（飯田佳乃君） 委員番号24番、佐原委員に代わって、事務局より申請番号89番について説明いたします。

転用事由は、申請番号88番と同じになります。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしの声がございました。

それでは、本件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、90番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 12ページをお願いします。

申請地は穂高地域の2筆で、農振農用地です。登記地目は田、面積が計1,228㎡です。申請内容は工事用地一時転用（許可日から令和7年3月31日）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の50、51ページでご確認ください。

委員番号24番、地図番号17番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして、転用事由の説明をお願いします。

○事務局（飯田佳乃君） 委員番号24番、佐原委員に代わって、事務局より申請番号90番について説明いたします。

先ほどの申請番号88番、89番の工事に係る一時転用になります。転用事由は、借人は工事現場に道路が面していないため重機機械通路及び資機材置場の確保ができないので、申請地を借り受け、作業用スペースを確保したいということでもあります。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしの声がございました。

それでは、本案件につきまして申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、91番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 13、14ページをお願いします。

申請地は穂高地域の15筆で、第3種農地です。登記地目は田及び畑、面積が計1万3,790㎡です。申請内容は宅地分譲（44区画）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の52、53ページでご確認ください。

委員番号20番、地図番号18番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして、担当地区委員の説明をお願いいたします。

○20番（丸山新悟君） 20番、丸山です。

申請番号91番について説明いたします。

転用事由は、受人は申請地の利便性がよく販売が見込めるため取得し、宅地分譲地として販売したいということであります。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

三枝委員。

○12番（三枝守和君） 12番、三枝です。

穂高地区の地区長をやっております。この案件について補足説明したいと思います。

穂高の地域会でも、この場所は広い道路に接していない、しかも細い道路しかない。開発するには広い道路を造成するという形で進められているのですが、周りから工事作業車、重機等を搬入する場所がないということで、それ等が問題になるのではないかとということで半信半疑というか、質問等が出ました。どうしても地種的には第3種ということで許可が下りるという形になっていますので、最終的にはこのような形で、周りも全部住宅地になってきていまして、なかなか農業もしんどい。大型機械も入らないところなので、やむを得ないのかという、そんな意見でまとまった次第です。

以上、補足説明させていただきます。

○議長（佐原悦司君） ただいま三枝地域長から補足説明がございました。

この関係につきまして事務局の担当より補足説明がございましたら、お願いします。

○事務局（森 和哉君） 特にございません。

○議長（佐原悦司君） よろしいでしょうか。

約1.4ヘクタール、44区画という大変広い土地でございます。穂高地域以外にも大分審議をしたようでございます。

それでは、特段ご意見、ご質問がなければ、採決に入りますが、よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、92番案件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は三郷地域で、第3種農地です。登記地目は田、面積が923㎡です。申請内容は特定建築条件付土地（3区画）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の54、55ページでご確認ください。

委員番号6番、地図番号3番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして、転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局（飯田佳乃君） 委員番号6番、高山委員に代わって、事務局より申請番号92番について説明いたします。

転用事由は、受入は申請地の利便性がよく販売が見込めるため取得し、特定建築条件付土地として販売したいということであります。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしの声がございました。

それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

ただいま3条、4条、5条という申請の許可になっていましたが、事務局、1点質問してよろしいでしょうか。

申請番号の隣に、権利という項目がありますが、これについてちょっと説明してください。

○事務局（森 和哉君） 農地法は権利に伴う許可基準となりますので、この権利のところには所有権移転ということであれば、もちろん所有権の移転になりますし、使用貸借権というものになれば、お金の発生しない、ただでのやり取り、よく親子間での土地の貸し借り等が使用貸借権の設定になります。もう一つ、賃借権というようなことがありますけれども、こちらは賃料が発生する、お金で貸し借りをするという権利の設定になりますので、ご承知おきください。お願いいたします。

○議長（佐原悦司君） 1時間ちょっとたちますが、休憩を入れますか。

ただいまから2時20分まで、暫時休憩いたします。

（休 憩）

○議長（佐原悦司君） それでは、会議を再開いたします。

議案第4号 農地の非農地決定申請審議

○議長（佐原悦司君） それでは、議案第4号 農地の非農地決定申請審議を上程いたします。
事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 15ページをお願いします。農地の非農地決定申請審議です。

申請番号10番、地図番号11番です。

申請地は豊科地域の2筆で、登記地目は畑、面積は計147㎡、現況が山林原野化し復原因難となっております。

続いて、申請番号11番、地図番号19番です。

申請地は穂高地域で、登記地目は田、面積は66㎡、現況は山林原野化し復原因難となっております。

それぞれ現地確認を実施しており、豊科・穂高の地域委員会でも全て非農地と認められるものとして確認しております。

○議長（佐原悦司君） それでは、申請番号10番、11番につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして採決に入ります。

原案どおり非農地と決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により、原案どおり決定といたします。

議案第5号 農地利用集積計画審議（所有権移転）

○議長（佐原悦司君） 続きまして、議案第5号 農地利用集積審議（所有権移転）につきまして上程をします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 16ページをお願いします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の所有権移転について、安曇野市長から決定を求められていますのでご説明いたします。

整理番号37番です。権利の移転をする土地は穂高地域の2筆で、登記地目は田、面積は計3,182㎡、目的は水稻、移転・引渡しの時期ともに令和6年9月17日、法律関係は売買です。
位置等につきましては、別冊資料の58ページでご確認ください。

続いて、整理番号38番です。権利の移転をする土地は穂高地域の6筆で、登記地目は田及び畑、面積は計4,713㎡、目的はソバ、移転・引渡しの時期ともに令和6年9月17日、法律関係は売買です。

位置等につきましては、別冊資料の59、60ページでご確認ください。

17ページをお願いします。

整理番号39番です。権利の移転をする土地は穂高地域の4筆で、登記地目は田、面積は計3,535㎡、目的は公社買入、移転・引渡しの時期ともに令和6年9月20日、法律関係は売買です。

位置等につきましては、別冊資料の61ページでご確認ください。

続いて、整理番号40番です。権利の移転をする土地は三郷地域で、登記地目は田、面積は2,612㎡、目的は水稻、移転・引渡しの時期ともに令和6年9月17日、法律関係は売買です。

位置等につきましては、別冊資料の62ページでご確認ください。

続いて、18ページをお願いします。

整理番号41番です。権利の移転をする土地は三郷地域で、登記地目は畑、面積は2,879㎡、目的は公社買入、移転・引渡しの時期ともに令和6年9月20日、法律関係は売買です。

位置等につきましては、別冊資料の63ページでご確認ください。

続いて、整理番号42番です。権利の移転をする土地は三郷地域で、登記地目は畑、面積は2,564㎡、目的は公社買入、移転・引渡しの時期ともに令和6年9月20日、法律関係は売買です。

位置等につきましては、別冊資料の64ページでご確認ください。

以上、6件ですが、全ての案件について改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、この案件につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして原案どおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により原案どおり農地利用集積計画（所有権移転）を決定いたします。

議案第6号 農地利用集積計画審議（利用権設定）

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第6号 農地利用集積計画審議（利用権設定）につきましての上程を、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 19ページをお願いします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による安曇野市農用地利用集積計画の利用権設定について、安曇野市長から決定を求められていますのでご説明いたします。

公告日は令和6年8月29日です。設定件数は総計26件、9万457㎡です。うち新規分につ

いては総計13件、3万492㎡です。期間別設定面積については、3年から14年4か月までの期間で設定があり、詳細は一覧のとおりです。

設定筆数は総計54筆で、耕作者は21人、所有者が25人となっております。

利用権設定の一覧につきましては、20、21ページです。22ページは農地中間管理事業一括方式分です。

全て改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、審議に入ります。

この件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

事務局に1点、お願いします。

設定する利用権のところに賃貸借権と使用貸借権とございますが、この違いの説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 先ほどご説明しましたように権利の関係は、賃貸借権はお金が発生するもの、使用貸借権はお金が発生しないものとなっております。

○議長（佐原悦司君） ご意見、ご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして原案どおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により原案どおり農地利用集積計画（利用権設定）を決定いたします。

議案第7号 安曇野市農業委員会活動費及び弔慰金等に関する内規の改定案について

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第7号 安曇野市農業委員会活動費及び弔慰金等に関する内規の改定案につきまして上程を願います。

○事務局（森 和哉君） 別紙1をお願いします。

第7条（1）の「前期1万円」を、「任期中年度の8月を9月に」、同条（2）の「徴収額を調整することとする。」を、「徴収額を調整することができる。」に改正するものです。

三役地域長会議及び各地域委員会においてご意見等が特にありませんでしたので、ご承認いただければと思います。

○議長（佐原悦司君） ただいま事務局より説明がございました。

審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

「調整することとする」を「調整することができる」ということになります。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして原案どおり決定することに賛成の委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長（佐原悦司君） それでは、原案どおり、安曇野市農業委員会活動費及び弔慰金等に関する内規の改正を承認することといたします。

(案)を消してください。よろしくお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、以上をもちまして、全ての議事が終了いたしました。

午後 3時10分 閉会